

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 23日

鳥取市長 様

提出者

住 所 鳥取市叶135番地1

氏 名 株式会社 田中建設

代表取締役 濱中 安男

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0857-53-1221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 田中建設
事業場の所在地	鳥取市叶135番地1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	昨年度の完成工事高 875,526千円
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 代表取締役→各現場担当者→営業部主任		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	コンクリート・がれき類・ガラス・廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず・石膏ボード・金属くず・廃蛍光管・廃石綿等・廃アスファルト
	排出量	1588.354 t t
	(これまでに実施した取組) 段ボール、古紙は集積場へ持ち込む。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	コンクリート・がれき類・ガラス・廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず・石膏ボード・金属くず・廃蛍光管・廃石綿等・廃アスファルト
	排出量	900 t t

		(今後実施する予定の取組) 段ボール、古紙は集積場へ持ち込む。
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートガラ、木材、鉄 分別解体をする	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートガラ、木材、鉄 分別解体をする	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した	0 t	t

	産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・がれき類・ガラス・廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず・石膏ボード・金属くず・廃蛍光管・廃石綿等・廃アスファルト	
	全処理委託量	1588.354 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用者への処理委託量	1430.092 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート・がれき類・ガラス・廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず・石膏ボード・金属くず・廃蛍光管・廃石綿等・廃アスファルト	
	全処理委託量	900 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用者への処理委託量	850 t	t

		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 特に無し		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・コンクリート片 →再生処理業者へ委託→建設資材として再資源化
- ・がれき類 →処理業者へ委託→破碎
- ・ガラスくず →再生処理業者へ委託→再生骨材として再資源化
→再生出来ないものは最終処分委託→破碎
- ・廃プラスチック類 →再生処理業者へ委託→燃料として再資源化
→再生出来ないものは最終処分委託→焼成
- ・木くず →再生処理業者へ委託→チップ化及び燃料原料へ再資源化
→再生出来ないものは最終処分委託→焼却
- ・紙くず →再生処理業者へ委託→燃料として再資源化
→再生出来ないものは最終処分委託→焼却
- ・繊維くず →処理業者へ委託→埋立
- ・石膏ボード →処理業者へ委託→破碎
- ・金属くず →処理業者へ委託→破碎
- ・廃蛍光管 →処理業者へ委託→埋立
- ・廃石綿等 →処理業者へ委託→埋立
- ・廃アスファルト →再生処理業者へ委託→建設資材として再資源化